

令和5年度「文化創造イノベーション推進事業」実施業務仕様書

1 業務名称

令和5年度「文化創造イノベーション推進事業」実施業務

2 事業期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

3 業務の目的

関西広域連合では、2025年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）の開催は関西文化の魅力を生かす絶好の機会であることから、関西で活躍しているアーティストと関西の企業との共創を促すことで関西の文化力や産業力を活かした新たな文化創造につなげる取組を推進している。

本事業は、アーティスト（新鋭アーティスト含む）と関西の企業とが「共創」による作品制作を通じて課題を明らかにし、必要な助言等を行うことを目的とする。

4 業務の概要

(1) アーティストと関西の企業との共創による新たな作品制作及び実践を通じた共創の仕組み構築に向けた課題整理と助言

ア アーティストとマッチングが成立した企業による新たな文化芸術作品の制作を行う。

イ 上記の実践を通じた共創の仕組み構築に向けた課題整理と助言を次の段階ごとに行う。

- ・アーティストと企業がマッチングする段階における課題
- ・アーティストと企業が共創する段階における課題
- ・アーティストと企業が作品を展示・披露する段階における課題

ウ 上記ア及びイの実施に当たって必要な業務を行う。

5 納品物及び納期

業務が完了したときは、事業期間末までに、完了報告書1部（任意様式、A4・両面印刷）を提出する。

6 留意事項

(1) 本業務の実施に当たっては、関係法令を順守し協議を重ねながら適正に履行する。

(2) 採択する事業数：2事業

(3) 本業務において知り得た情報を、情報開示当事者の書面による承諾なく、本契約に

係る秘密情報を開示又は漏洩してはならない。なお、以下の情報はこの限りでない。

- ア 開示された時点で、既に世に知られている公知な情報
- イ 開示後に、情報受領者の責任ではない事由により公知になった情報
- ウ 開示された時点において、既に情報受領者が取得していた情報
- エ 開示後に、正当な権限をもった第三者から開示された情報
- オ 情報受領者が、情報提供者とは無関係に、独自に開発した商品やサービス、技術などに関する情報
- カ 裁判所の命令や法令によって開示すべき義務がある情報

(4) 成果品については、受託者が所有権その他の著作権を有することとする。ただし、発注者が事業の趣旨に沿う範囲で行う事業での使用及び広報活動等に使用する場合は、この限りではない。

(5) 成果品作成に当たり、知的財産権等に係る使用料等が発生しないことを保証する。